

NO.212



発行責任者 片平不二雄

印刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

就任のあいさつ



横浜南労働基準監督署

署長 ^{かわ}河 ^の野 治子

4月1日付で横浜南労働基準監督署に着任しました河野と申します。

日ごろから私ども労働基準行政に多大なご理解、ご協力をいただいていることに感謝申し上げますとともに、働き方改革への対応をはじめとした労働環境の整備に取り組んでいただいていることに改めて敬意を表します。

前任地は神奈川労働局雇用環境・均等部で、3年間監督署からは離れておりました。久しぶりの第一線業務であり、身の引き締まる思いがしております。

皆様方は、現在、新型コロナウイルス感染症への対応に、大変なご苦勞をされながら事業活動を行われていることと思います。

労働基準監督署といたしましても、働き方改革の推進に当たり、従来から中小企業の皆様の立場に立った丁寧な相談・支援を心掛けてきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が皆様に与える影響についても十分配慮し、労働基準関係法令の趣旨を踏まえた自主的な取組を行っていただけるよう、きめ細かな対応を行うこととしております。

厚生労働省・神奈川労働局としても、特別労働相談窓口を設置し、種々のご相談に対応するとともに、各種助成金の新設や特例、労働保険料の納付猶予等の支援策を実施しております。

各種支援策を是非ご活用いただき、休みやすい環境の整備や、テレワーク、時差出勤の活用等、従業員の皆様の感染予防に努めていただくようお願いいたします。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を願いつつ、神奈川労務安全衛生協会横浜南支部並びに会員事業場の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念し、着任の挨拶とさせていただきます。

横浜南労働基準監督署職員ともども、1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

退任のあいさつ



横浜南労働基準監督署

前署長 古屋 強

3月31日をもって、定年退職となりました。

当署の行政運営に御理解と御協力をいただきましたことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

令和元年度は第13次労働災害防止推進計画の2年目でしたが、横浜南労働基準監督署管内での労働災害発生状況を見ますと、休業4日以上死傷災害は769件(2月末現在受理数)と前年同期比で32件(4.3%)の増加となっており、計画期間に死傷災害を5%以上減少させるという目標達成には、新たな視点での対策が求められています。

また、昨年4月から、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等により労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための働き方改革関連法が順次施行され、10月からは神奈川県最低賃金が1,011円に改定されています。

新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がありますが、神奈川県1月の有効求人倍率は1.08倍で前月から0.10ポイント下降する中ではありますが、労働者が安心して健康に働くための職場環境の形成を進めなくてはなりません。この取組は第一義的には事業者の責務であるものの、事業者責任のみの対応には限界があり、取引先との連携・協働が重要であることを申し上げてきましたが、このような厳しい環境下では、さらにそれが求められています。幸い、「荷役作業安全ガイドライン」の運用や長時間労働につながる短納期発注・発注の内容の頻繁な変更の抑制、最低賃金の引き上げに向けた生産性向上に資する取引環境の改善、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止などの取組が進展してきております。

そして、この地域全体の連携・協働の取組のため、各業界のリーディングカンパニーが集う横浜南支部の御理解と御協力に改めて期待しております。

結びに、今後の貴支部の益々の発展と、会員の皆様のご清栄を心から祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

運 営 部 会

令和2年 新年安全衛生祈願

新年あけましておめでとうございます。

新天皇の即位に伴い新しい時代「令和」になり初めての新年を迎え、横浜の総鎮守 神奈川県宗社（総氏神）として親しまれる伊勢山皇大神宮にて、今年一年間の安全と衛生を祈願する「新年安全衛生祈願式」を執り行いました。

当日は新時代のスタートに相応しく穏やかで晴れやかな日取りとなりました、例年どおり多くの方や団体・企業の方々が参拝に訪れて大変賑わっていました。

当神奈川労務安全衛生協会横浜南支部も、横浜南労働基準監督署 古屋署長ならびに神奈川労務安全衛生協会 伴常務理事に参列を賜り、片平支部長（㈱IHI横浜事業所）以下会員一同が集い厳かな式典となりました。

昇殿参拝の後は、直会（なおりい）の場所を日石横浜ビル ハーバービュークラブに移し、新春賀詞交歓

開催日：2020年1月9日(木)

参加者：76名

場 所：伊勢山皇大神宮

会を開催しました。交歓会は初めに主催者を代表して片平支部長から開会のご挨拶を頂戴し、引き続きご来賓の古屋署長からご挨拶をいただき、伴常務理事からのご挨拶と乾杯のご発声により開会となりました。令和の時代に関わり会員企業すべての願いは、死亡災害ゼロ、業務上災害で4日以上休業災害はもちろん、不労災害を含めた労働災害の撲滅です。この目標の達成に向け和やかな雰囲気の中にも、全員参加の安全活動の継続を誓い合う機運が盛り上がる貴重な直会となりました。

働くすべての人が健康で災害の無い、豊かな心で幸せに暮らせることが我々全員の願いです。

神奈川労務安全衛生協会横浜南支部としても、横浜南労働基準監督署殿のご指導の下、労働災害の無い、安全な職場づくりに努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。



安全部会

安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の事業所においては、一定の資格要件を満たしている者の中から「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められており、当講習会はその養成を目的に、今年度、第2回目（年間2回）を開催いたしました。

横浜南労働基準監督署管内における昨年12月末現在の労働災害の状況を見ますと、死亡災害は3件でした。業種別では、港湾運送業、通信業、その他の事業で各1件発生しています。本年度は、厚生労働省の第13次労働災害防止計画の2年目を向かえ、安全衛生推進者を選任し、より一層の安全衛生対策の推進が重要となっております。

当講習会ですが、各講師より「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の保持増進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」についての講習が2日間に亘って行われました。

開催日：2020年1月21日(火)、22日(水) 参加者：29名

場 所：JXTGエネルギー(株) 根岸製油所 ENEOSホール

2016年度より資格要件が改正され、受講最終日に実施されていた修了試験が廃止されましたが、受講者の方々は熱心に聴講されていましました。受講者の方々が当講習で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生水準の向上が一層図られる事を期待いたします。



労働衛生部会

産業保健・健康管理研究会

令和元年2月13日に横浜市開港記念会館にて産業保健・健康管理研究会を開催いたしました。今回は麻布大学 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 教授 兼 健康管理センター長 岩橋 和彦先生を講師としてお招きし、「かくれ発達障害が増えている」～発達障害に気づかず大人になった人たち～と題して講演を行ないました。

各企業の保健師等専門スタッフや人事労務担当者など21名の方が参加されました。

発達障害は精神科において「万病の元」と言われます。それは思春期を過ぎて、うつやパニック発作、依存症など様々な二次障害を重ねるようになり発症し、それで自分が実は発達障害だったと気が付く人が多いからです。この場合、薬物療法だけでは治療が難しく、自らの生活習慣の改善やライフスキルの取得、および周囲の病気の理解と援助がないと引きこもりになっていくことも多いといわれています。

大人の発達障害についての正しい知識や

開催日：2020年2月13日(木)

参加者：21名

場 所：横浜市開港記念会館

その見分け方、そして、発達障害の方の職場での支援の仕方、活かし方をご説明いただきました。

参加された方々は熱心に聴講されており、ディスカッションの時間においても多くの質問が上がり、今回の講義内容を社内に持ち帰り活かしていこうとする姿勢が強く感じられました。大変実践的なものであり、各事業所においても日常業務に活かされますことを希望いたします。



産業保健活動委員会紹介

私達、産業保健活動委員会は、横浜南支部の労働衛生部会に所属する専門部会として横浜南地区管内企業の看護師・保健師で活動しています。当初は4～5社のメンバーでの構成でしたが、仲間を増やしたい思いから他の企業に呼びかけ、現在約8～10社の参加となりました。夫々の企業の状況により与えられた役割は異なりますが、悩みを聴きあったり工夫しているアイデアを頂いたり、共有できる仲間が存在することが一番大きいメリットです。

キーワードは「顔見知り」。一度顔合わせをする事でその後相談し易くなり、情報交換の輪が繋がり、今後の活動が広がっていく一歩となります。

委員会は年3回開催され、労働基準監督署・横浜市健康福祉局にも参加いただき、法律や行政の動きもタイムリーに情報を得ています。毎年2月には「健康管理研究会」と題し、専門の講師をお招きし、話題のテーマを取り上げた研修会を開催し学びの場としています。まだ参加されたことのない方や、過去に参加経験がある方も、お気軽にご参加ください。お待ちしております。



運 営 部 会

経営首脳者・管理者セミナー

開催日：2020年2月19日(水)

参加者：65名

場 所：日石横浜ビル 24階大会議室

2月19日(水)日石横浜ビル大会議室において、経営首脳者・管理者セミナーが災害防止11団体の共催により開催されました。

主催者を代表して、(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部長の片平不二雄氏の挨拶の後、来賓として横浜南労働基準監督署長の古屋様よりご挨拶をいただきました。

基調講演は引き続き、古屋様より「働き方改革をめぐる最近の動き」と題して、有給休暇への対応、長時間労働是正、同一労働同一賃金への対応、また、大企業の取組による下請等中小企業者に対する「しわ寄せ」に関して等、労働行政を巡る動きの紹介がなされました。

次に、国土交通省の働き方改革の取り組みとして、関東地方整備局建設部建設産業第一課課長 北埜順様より「建設産業行政の取組」をテーマに建設業における働き方改革の取組について、講話をいただきました。

最後に特別講演として、落語小料理やきもち 女将 中田志保様より「日テレへっぽこ社員がやりたいことで独立するまで」と題し、テレビ局入社から自分のやりたいことで独立するまでを、テレビの裏側を交えて、貴重な体験談を中心に講演をいただきました。挫折や失敗、周りの方々を通じ学んだことをお話しくださり、約90分があつという間にすぎる充実した講演となりました。本セミナーでの知識を活用し、職場での安全衛生水準の向上が図られることを期待いたします。



運 営 部 会

職長教育

開催日：2020年2月4日(火)、5日(水)

参加者：46名

場 所：JXTGエネルギー(株)根岸製油所 ENEOSホール

労働安全衛生法、第60条の政令で定められたこの職長教育は、該当する職務へ新たに就く職長、または労働者の指揮命令を直接行なう監督者を対象に実施する法定講習です。

各事業所から46名の方々の参加があり、2月4日、5日の2日間、JXTGエネルギー(株)根岸製油所 ENEOSホールにて開催されました。

初日は「第一編 職長の役割」、「第二編 職長の職務」のうち「職長の役割と責務」「監督・指示の方法」「適正配置」「作業手順の定め方」「異常発生時における措置」「災害発生時の措置」の講義を受けました。「作業手順の定め方」については班別討議・発表を行い、夫々の考え方や対処の仕方に違いがあることを認識できました。

翌5日は、「第二編 職長の職務」のうち「整理整頓と安全衛生点検」「労働災害防止について関心の保持および創意工夫の引き出し方」「リスクアセスメント」「設備の改善」「環境の改善方法と環境条件の保持」「作業方法の改善」のほか、参考として「職長の立場より見た労働安全衛生マネジメントシステム」と「ゼロ災害全員参加運動と職長の関わり」などの講義もあり、大変有意義な教育となりました。

職長になる方は職場における最前線の管理監督者です。部下の作業進捗管理のほか、普段の様子と変わったところがないか、体調は万全そうか、などの観察力を研ぎ澄まし、必要であれば作業内容の変更や作業者の交代を判断することも必要です。

受講生の皆さんが、この2日間の講義を糧とし、職長として高く・広い目線で労働安全衛生活動を展開し、より一層の職場環境改善や安全安心な職場づくりに繋がることを期待します。



監督署だより

令和元年 業種別労働災害発生状況 (令和2年2月末現在)

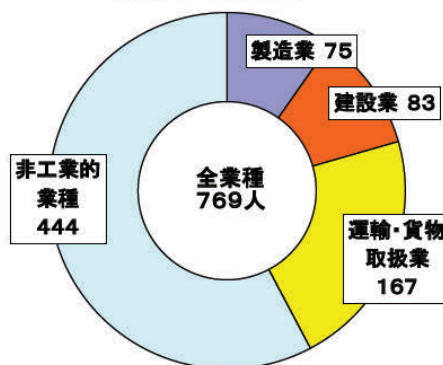
横浜南労働基準監督署

令和元年における横浜南労働基準監督署管内で発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は、令和2年2月末現在で769人(前年同期737人)で、前年に比べ32人(比率で+4.3%)増加しています。

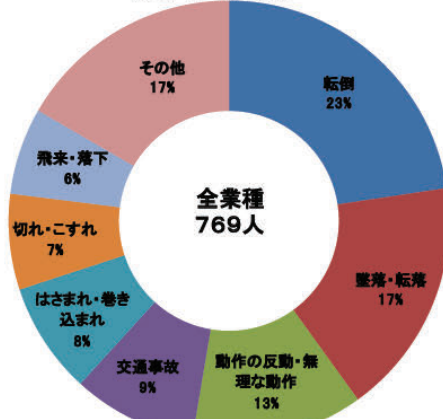
業種別にみると、製造業(前年比-4%)、建設業(前年比-2%)において減少しておりますが、運輸・貨物取扱業(前年比+2%)および非工業的業種(前年比+8%)では増加しており、とりわけ「陸上貨物取扱業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」、「ビルメンテナンス業」にて高い増加率を示しています。

現在、第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)(以下13次防)に基づき、労働災害防止のための各種施策にご協力をいただいておりますが、労働災害の増加に歯止めをかけ、さらに減少に転じさせるため、PDCAサイクルに基づく適切なリスクアセスメントの実施など、各事業場における実効のある安全衛生自主管理活動の取組をお願いいたします。

業 種 区 分		令和2年2月末		前年同期		増減	
		死亡者数	死傷数計	死亡者数	死傷数計	件数	増減率
製 造 業	食料品		28		29	-1	-3%
	繊維工業		0		1	-1	-
	衣服その他の繊維製品		0		0	0	-
	木材・木製品		0		3	-3	-
	家具・装備品		0		1	-1	-100%
	パルプ・紙・紙加工品		0		4	-4	-100%
	印刷・製本		0		0	0	-
	化学工業		1		2	-1	-50%
	窯業土石製品		0		0	0	-
	鉄鋼業		1		0	1	-
	非鉄金属		0		0	0	-
	金属製品		10		11	-1	-9%
	一般機械器具		9		1	8	-
	電気機械器具		1		4	-3	-75%
	輸送用機械等		11		8	3	38%
	電気・ガス・水道業		1		1	0	-
	その他の製造業		13		13	0	0%
小 計		0	75	0	78	-3	-4%
建 設 業	土木工事業		26		16	10	63%
	建築工事業(木建除く)		39		37	2	5%
	木造家屋建築工事業		10		19	-9	-47%
	その他の建設業		8		13	-5	-38%
	小 計		0	83	0	85	-2
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	鉄道・軌道・水運・航空業		8		4	4	100%
	道路旅客運送業		49		49	0	0%
	道路貨物運送業		64		76	-12	-16%
	その他の運輸交通業		0		0	0	-
	陸上貨物取扱業		24		12	12	100%
	港湾運送業	1	22	1	22	0	0%
	小 計		1	167	1	163	4
非 工 業 的 業 種	農林・畜産・水産業		5		9	-4	-44%
	商業(新聞販売業除く)		126	1	127	-1	-1%
	新聞販売業		7	1	11	-4	-
	金融・広告業		5		3	2	-
	教育・研究業		5		3	2	67%
	保健衛生業		98		88	10	11%
	接客娯楽業		70		57	13	23%
	清掃・と畜業(ビルメン除く)		22		15	7	47%
	ビルメンテナンス業		54		41	13	32%
	その他の事業	3	52		57	-5	-9%
	小 計		3	444	2	411	33
合 計		4	769	3	737	32	4%

令和元年 労働災害発生状況
(令和2年2月末現在)第13次労働災害防止推進計画目標値
(平成30年～令和4年)

- 全産業 死亡災害15%減 死傷災害5%減
- 製造業・建設業 死亡災害15%減 死傷災害10%減
- 陸上貨物運送業・港湾運送業 死傷災害5%減
- 小売業・社会福祉施設・飲食業 死傷災害5%減
- 心の健康づくり計画の策定事業場数 70% → 80%
- ストレスチェックの集団分析実施 79.7% → 85%
- 腰痛・熱中症の休業4日以上災害 死傷災害5%減

令和元年 事故の型別災害発生状況
(令和2年2月末現在)

神奈川労働局の重点施策（労働基準部関係）

I 「働き方改革」による労働環境の整備、生産性向上の推進

1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

▶ 中小企業を中心とする改正労基法等の周知・支援及び長時間労働の是正



働き方改革のヒント

- 1 有給休暇の付与
- 2 長時間労働の是正への対応
- 3 同一労働同一賃金への対応

- 時間外労働の上限規制が適用となる中小企業における「働き方改革」の取組を支援する丁寧な対応を行います。
 - ・ 法令に関する知識、労務管理体制の状況を踏まえ、きめ細やかな情報を提供します。
 - ・ 労働時間の動向、取引実態等を踏まえながら、自主的な改善を促進します。
- 自動車運送事業、建設業など上限規制適用除外業種・業務を対象に、労働時間法制度や取組事例を紹介する説明会を開催して自主的な取組を促進、支援します。
- 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えているとみられる事業場、長時間にわたる過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。
- 過労死等防止対策推進法等に基づき、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行います。

▶ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しお寄せ」防止に向けて11月の「しお寄せ防止キャンペーン月間」にあわせ、集中的な周知啓発を行うことにより、機運の醸成を図ります。



▶ 基本的労働条件の確立等

賃金や労働時間などの基本的な法定労働条件に関し、労働基準法等の遵守徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

▶ 最低賃金制度の適切な運営

神奈川県内の最低賃金額について、あらゆる機会を捉えて広く周知を図り、最低賃金制度の適正な運営を行います。

最低賃金の件名 (時間額)	最低賃金額 (円)	効力発生日 (日)
神奈川県最低賃金	1,011	令和元年10月1日



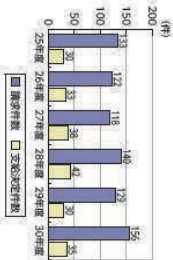
▶ **高齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援**
「高齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」（仮称）の周知を図ります。併せて、中小企業による取組を支援する「エイジフレンドリー補助金」等の周知を図ります。

▶ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図ります。

▶ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象労働者の要件の拡大等に係る措置が適切に実施されるよう、指導等を行います。また、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、労働者の心の健康の保持増進のための指針の周知・指導等を行います。



▶ 熱中症災害防止対策の促進

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場について、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベスタの着用等の必要な措置が取られるよう周知を行います。

▶ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底します。また、建築物の解体等における対策を強化するため、改正予定の石綿障害予防規則等の周知徹底を図ります。

2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

▶ パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の施行への対応

同一労働同一賃金の実現を目指し、令和2年4月に施行されたパートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の履行確保を図ります。
また、令和3年4月にパートタイム・有期雇用労働法が適用される中小企業・小規模事業主に向けて積極的に周知を行います。

▶ 中小企業・小規模事業主に対する支援

中小企業・小規模事業主における働き方改革を推進するために、「神奈川働き方改革推進支援センター」を活用し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和に関する技術的な相談など、総合的な支援を行います。

▶ 無期転換ルールの円滑な運用

労働契約法に基づく無期転換申請権が、平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底、導入支援及び相談支援を行います。

▶ 助成金

非正規雇用労働者の均等・均衡待遇に向けて取り組む事業主に対して処遇改善、正社員化等を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」について周知を行い、積極的な活用を促し公正な待遇の確保を支援します。

3 総合的なハラスメント対策の推進

令和2年6月から（中小企業は令和4年4月から）義務化されるパワーハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置について、あらゆる機会を捉え周知するとともに、措置を講じるよう事業主に対する指導を徹底します。

さらに、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のハラスメントは複合的に生じることも多いため、総合的・一体的なハラスメント対策を行います。

「総合労働相談コーナー」（表紙紙参照）では、ハラスメントをはじめ労働問題に関する相談に対し、関連する法令等の情報提供や自主的解決に向けたアドバイスなどワンストップで提供します。



4 治療と仕事の両立支援

▶ ガイドライン等の周知啓発

神奈川産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、平成31年3月に改訂された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行います。

▶ 地域両立支援推進チームの運営

局に設置する「神奈川県両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（神奈川県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、神奈川産業保健総合支援センター、労災病院等）が連携し、両立支援に係る関係施策の横断的な取組の促進を図ります。

▶ トライアングル型サポート体制の構築

神奈川県両立支援推進チーム等を通じて、地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割について適切な理解の普及を図るとともに、神奈川産業保健総合支援センター等で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。

働き方改革



事務局だより

新入会事業所のご紹介

2020年1月以降に入会頂きました事業所をご紹介します。
今後とも皆様のご協力よろしくお願い致します。

- ・ヨコエックス株式会社 17名
横浜市中央区松影町2丁目8番6号
- ・有限会社雄樹企画ジャスト 30名
横浜市南区南中通り三丁目35番地

新規会員の募集

(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に対して、加入の促進活動を推進しております。

近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、南支部事務局まで、ご紹介ください。



支部通常総会のお知らせ

- ・日 時：2020年5月14日(木) 午後3時より
 - ・会 場：かながわ労働プラザ(Lプラザ)3階多目的ホール A
JR石川町駅中華街口(北口)徒歩3分
 - ・内 容：①労務安全衛生功労者表彰
②2019年度事業経過報告並びに2020年度事業計画審議
- *新型コロナウイルス感染予防のため総会出席者を役員事業所にしほり開催させていただきます。本来、多くの会員事業所様に出席いただく総会ですが諸般の情勢に鑑みご容赦をお願いいたします。
- *会員事業所様におかれましては、委任状の提出にご協力をお願いいたします。

全国安全週間横浜南地区推進大会について

- ・日 時：2020年6月3日(水) 午後1時30分より
 - ・会 場：横浜市開港記念会館
横浜市中区本町1丁目6番地
- *多数の方のご参加お待ちしております。

出張講習について

会員事業所様の事業所に出向いて、安全衛生教育、特別教育等、出張講習を行います。

受講者の人数がまとまることが条件になりますが、出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。

横浜南支部 TEL：045-651-4701

横浜南支部行事予定(令和2年4月～7月分)

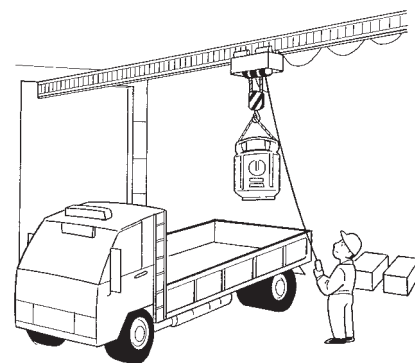
行事内容	会 場	実 施 日
新入社員安全衛生教育	JXTGエネルギー(株)根岸製油所	4月15日 中止
フルハーネス特別教育	ヤ オ マ サ ビ ル	4月18日
支 部 通 常 総 会	かながわ労働プラザ	5月14日
安全管理者選任時研修	JXTGエネルギー(株)根岸製油所	5月25日・26日
フルハーネス特別教育	ヤ オ マ サ ビ ル	5月30日
全国安全週間横浜南地区推進大会	開 港 記 念 会 館	6月3日
安全衛生委員講習会	万国橋会議センター	6月10日
KYTリーダー養成講習会	〃	6月16日
危 険 体 験 研 修	日清オイリオグループ(株)	7月8日
有機溶剤特別教育	万国橋会議センター	7月9日
安全衛生推進者養成講習会	JXTGエネルギー(株)根岸製油所	7月14日・15日

クイズ
どんな危険？

-- 変圧器トラック降ろし --

状況：

あなたは、トラックからホイストクレーンを使用して、変圧器を降ろしている。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より)
(KYT-20)

1. 変圧器を降ろす際に、変圧器がトラックの荷台から落下する危険があります。
2. 変圧器が落下する際に、変圧器がトラックの荷台から落下する危険があります。
3. 変圧器が落下する際に、変圧器がトラックの荷台から落下する危険があります。
4. 変圧器が落下する際に、変圧器がトラックの荷台から落下する危険があります。
5. 変圧器が落下する際に、変圧器がトラックの荷台から落下する危険があります。

編 集 後 記

世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染の影響で東京オリンピック・パラリンピックも1年の延期が決まりました。

また各国では非常事態を宣言し、経済も大きな打撃を受けています。テレワークという言葉が当たり前に使われ、在宅勤務、時差出勤も増えているようです。

ただ多くの仕事は現場で行われており、在宅では済まない仕事はたくさんあります。そういった職場では新型コロナウイルス予防の対策はもちろん、通常の安全対策、衛生対策にも怠りなく業務に取り組んでいただきたいと思います。一刻も早く日常が戻ることを祈って編集後記とさせていただきます。(MH)